

平成15年9月12日

八都県市同時発表

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市

ディーゼル車規制に関して、新車納入、装置装着が 規制に間に合わない場合の取扱いについて

本年10月1日から開始される埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の条例によるディーゼル車排出ガス規制については、現在、多くの皆様に規制への対応を進めていただいているところですが、規制開始が直前に迫り、車両の買替えや粒子状物質減少装置装着への需要が集中したことから、納車や装着が間に合わない事態が発生しています。

そこで、八都県市では、条例を遵守する意思があり、新車又は装置の発注等を行ったにも関わらず、事業者の責に因らない理由で規制適用時期までに納車、装着が間に合わない車両について、事情に配慮した取扱いをするために、期限を定めて「八都県市確認証明書」を発行することとしました。

工事、配送等の契約において、ディーゼル車規制に適合した車両の使用を求めるなど、積極的に取り組んでいただいている企業の皆様を始め、関係者の皆様に対しましても、当該車両の使用について特段のご配慮をお願いすることとしましたのでお知らせします。

※ 条例上の取扱いについてのお問い合わせは各都県市へお願いします。

「八都県市確認証明書」の発行について

1 発行条件

条例遵守の意思があり、原則として、規制適用開始前までに新車又は装置を発注していること。

ただし、その他の特殊事情については、各都県市において判断する。

2 有効期間

原則、最長で平成15年12月末までとする。

それ以上の期間を要すると見込まれる場合は、個別協議とする。

3 手続き

(1) 本則

事業者からの確認証明書発行依頼に基づき、八都県市が発注事実等の確認を行い、確認証明書を発行する。

(2) 実務上の取扱

ディーゼル車メーカー及び一部の装置メーカーについては、処理量が大量になることが見込まれるため、八都県市の事務の代行を各メーカーに認める。

その他のメーカーの取扱となるもの、その他特殊事情については、各都県市で申請を受け付け、手続きを行う。

事業者の方は、各メーカーに確認の上、手続きを行ってください。

八都県市確認証明書 (副本)

次に掲げる車両の使用者は、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県
 の条例によるディーゼル車規制において、条例を遵守する意思を
 有し、使用する車両に八都県市指定粒子状物質減少装置の装着を予
 定していることを認める。

見

平成 15年 月 日

八都県市ディーゼル車規制調査会
 主席調査官 平林 宣広 印

登録番号	八王子 800	
	○ 1234	
使用者の名称	有限会社 太郎	
使用者の住所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	
使用の本拠地	同上	
車台番号	発注日	平成 15年 月 日
装着予定装置名称	装着予定装置型式	
有効期間	平成 11 月末 15年 11 まで	
	受付番号	182110001

本